

近代日本の人種・人種化論と 「国際結婚」言説の変容

長 志珠絵*

はじめに

「日本民族」をめぐる戦前日本での言説の主流は、「多民族国家」であった。小熊英二『単一民族神話の起源』（1995）は、今日なお「日本民族論」をめぐる史的研究の前提であり、戦後日本で巷間流布していたような「単一民族国家」への批判として有効だろう。しかし2000年代以降、帝国研究の進捗に応じた方法論的視座も当然、必要とされる。1930年代以降での異文化領域の植民地化や軍事占領を伴う日本の「帝国化」は、重要な政治言説として「人種」論を必要としたからである。竹沢泰子らの共同研究は、「科学的」要素をまとった「人種」が歴史性を持つ概念であることに加え、「人種」概念と「民族」概念との関係性とその変容を重視する¹⁾。特に帝国の学知としての文化人類学史研究をふまえた坂野徹は、小熊の民族論が「人種概念」と「民族概念」との区別を等閑視し、「人種概念」への関心が低いとみた²⁾。「科学的」要素をまとった「人種」言説を近代社会が構造的に作り出したとする視座は、改めて問題領域の深まりを可能とするものだろう。

こうした「人種主義」という分析枠組みによって焦点化された対象の一つは、「混血児」をめぐる言説だろう³⁾。成田龍一が強調するように、近代国民国家は「純粋」であることを基盤に、言語・人種・民族・文化の同一性を「国民」であることの前提とする。それぞれのカテゴリーがフィクションであることは逆に、そこからはみだす対象としての「混血」「混血児」への過剰な言説をもたらすとみた。成田は、「人種」概念と「民族」概念との交差という関心から、「混血児」表象「混血児」表象の変容とその歴史的検討の有効性を指摘する。多くの研究の具体的な研究時期が戦後・占領期に集中することで、「人種」概念をめぐる新たな射程が問題とした帝国の言説としての関係は意識されづらい。本稿では以下、竹沢等による「血」をめ

*おさ しずえ 神戸大学大学院国際文化学研究所

ぐるイデオロギー言説を含めた「人種」論という枠組みと「民族」をめぐる言説との交差が展開する場としての、「国際結婚」という枠組みやその争点の歴史性に注目する。「婚姻」をめぐる制度や言説が、人間の集団を記述する際、どのように集団を隔てるのか、方法としての「国際結婚」という観点をを用いることで、「人種概念」と性・性差をめぐる歴史的な文脈を検討したい。「人種概念」の登場が早い、19世紀半ばの「国際結婚」をめぐる議論の蓄積を出発点に、「国際結婚」をめぐる議論を人種論という参照枠を通じて概括してみる作業は、帝国日本の近代化と「国民」の境界をめぐるしくみと軋みを考えるうえで有用と考える。

嘉本伊都子が明らかにしていたように、日本の「国際結婚」をめぐる制度設計は19世紀半ばの「開国」を契機として早い。外部から内部の社会規範と慣習を浮き上がらせる言説や制度として機能することで、伝統社会の「境界」に深く関わるとともに、あいまいながら、人種論の用語がちりばめられた。婚姻は特に、植民地支配という場では、植民者と被植民者間の境界設定に関わる問題系であり、これらをめぐる制度や言説は、竹沢の指摘する、「血」の政治学」を媒介に人種主義的な用語や語彙との緊張関係をはらむ事例を提供するだろう。

1. 日本の近代化と「婚姻」・「国民化」

1) 身分制の社会規範と「国際結婚」

日本の近代化と「国際結婚」という領域に先鞭をつけた社会学者の嘉本伊都子は、19世紀の英語圏では「異人種間」での婚姻の禁止法や社会的文化的属性が異なる者間の結婚としての「インターマリッジ」の概念など、19世紀の「白人」社会の側から見た劣位の「人種」という歴史的社会的限定を帯びたとする⁴⁾。他方、日本の「開国」以降での「正式な結婚」をめぐることは、適切な日本語の語彙がなく、mixed marriage など人種主義的な語彙が用いられ、異集団混交をもたらす「婚姻」イメージが登場したとみる⁵⁾。「混血」概念をめぐる明治期の語彙の受容と変容過程を近代辞書によって検討した岡村兵衛も、「混血」という考え方の初出とされてきた高橋義雄『日本人種改良論』（1884）での優生学的知見や語彙は、「雑婚ノ事」が主題とされる文脈で用いられたとする⁶⁾。嘉本は最近の論考で、改めて定義の重要性を指摘するが⁷⁾、「人種化」言説という観点で通時的にとらえる際、「婚姻」という問題系が「人」の所属を問うことで、文化や言語以外の要素を「我ら」と「彼ら」の間の集団としての差異を争点とすることは重要だろう。

幕末維新期の「国際結婚」をめぐる議論は、「開国」に伴う通婚実態や法的手続きによる「正式な婚姻」をめぐる承認要求という、新たな事態への対処であり、ことに近代の国籍法（1898）という全体の制度設計に先行する形で「婚姻」が焦点となり、「国籍」に関わる議論が登場する、という事態を示す。

他方、近世史の研究においてこれらの「婚姻」は、国籍の移動としてではなく、身分制度の枠内で理解された、と捉えられてきた⁸⁾。例えば欧米圏の男性と日本の女性との婚姻の場合、欧米人の夫と結婚した日本人女性はその夫の「家」及び「家」集団に伴う「身分」に属し、日本人女性と結婚した欧米人男性の処遇をめぐることは、日本人女性が属する家の身分を「養子」として得ることができる、と解釈された。嘉本は幕末以降の「国際結婚」をめぐる現場主義的な方針は、国際的には受け入れがたいものの、明治政府による初期の法令（「内外人民婚姻条規」1873）にも継承されたとみる。ここで注目したい点は、身分制下の人々が所属する「家」から「家」への移動が、家父長の管理のもとで、いわば家父長集団の間での人の移動・人のやりとりとして意味付けられる一方、「養子」という選択肢を認めることで、家や家族は必ずしもヘテロセクシュアルな再生産の場があることを求められなかった点だ。日本の伝統社会において、家産や家職をつぐための子ども、もしくは成人による「養子縁組」は一般的であり、武家を除いて養子の性別も家間の事情に委ねられた⁹⁾。「養子縁組」という社会的慣習を、ジェンダーという枠組みで考えるならば、近代国家が必要とする異性愛主義や近代家族とその実子という近代モデルに対し、伝統社会ではその代替は可能だったことになる。

ところで19世紀の日本では、「人種」という用語は西洋発の概念として用いられるものの、raceの意味あいから遠い点が指摘されてきた。日本近代の人類学史を草創期も含めて論じた坂野は、人類学知にとどまらず、明治期の知識人による「人種」という語彙の多くが、世界各地の人々、様々な階層等、「われわれ」と「彼ら」を漠然とイメージし、文化的社会的差異化を表す用語であったとする¹⁰⁾。他方で本号のなかで竹沢泰子は、明治の教科書分析を通じ、明治初期の教科書では「民族概念」はほとんど登場せず、「人種概念」が欧米や中国等との関係性において「日本人」を自己定義する上で重要な役割を果たしていたとする¹¹⁾。

あいまいな「人種」概念はどのような議論を含みこむことで有効性を発揮したのだろうか。この点で『明六雑誌』誌上での、家族や結婚改革をめぐる議論の多さは、社会改良という文脈を超えて改めて注目にあたいする。ここでは、近代国家間に通じる普遍的な制度設計を課題とした啓蒙知識人たちが、養子を含めた家族形成や婚姻のありかたを「父系」「血統」という用語を用いて批判していたことに注目しておきたい¹²⁾。在米大使もつとめ、英文の論説文も度々発表していた森有礼は、法律婚の重要性を説き、一夫一婦の制度化と定着の必要性を唱え、特に夫婦間の実子ではない養子の慣習を強く批判した。森はモデルとして、ヨーロッパの上流階級の血統主義の事例を披瀝し、父系の実子が定着することで、「家」の系譜が守られることも強調した。特に養子慣習廃止の理由として、これらが中華秩序によるアジアの悪弊であること、同時代でのヨーロッパ王室の「血統ヲ正」「血統ヲ重」んじる原則に反する一方、「女子の血統」を重んじる悪弊だと主張した。「血統」概念を用いることでここでは、異性愛主義を前提とした「一夫一婦」とその実子、という近代家族の核心部分の提示とともに、「男系」による

家父長制の優位性が結びついていることがわかる。「養子」慣習の否定は男性ジェンダー化された、いわば近代家父長制の確立にとって必要な規範だろう。福澤諭吉にも森と同様の血統を掲げての「養子」批判があることも注目すべきだ。

同時に、このように明治初期での政府系知識人による家族関係をめぐる改革案は、男系としての天皇制原則の構築をめざした皇室典範の作成・検討の過程において通底するものだろう。よく知られるように、天皇の皇位継承をめぐる旧皇室典範の議論は「男系」採用とともに、その作成過程で「養子」と「庶出」（側室制度の維持）が問題になった。1889年段階では「養子」は否定、「庶出」はあいまいにしたまま、「皇族永世主義」という形で皇族をプールし、1907年の皇室典範増補では「皇族永世主義」を放棄し、制限をかけることで、男性家長を主体とした男系の「系譜」が制度化された¹³⁾。政府は女系の天皇位継承という選択肢を排除したが、明治天皇世代の一夫多妻の慣習や「庶子」の存在について、19世紀末では不可視化することに苦心せざるをえなかった¹⁴⁾。これに対し、伊藤が皇族永世主義の見直しを出した1904年段階ではすでに2男子皇孫、1907年に前後して、一夫一婦の枠内で男子4皇孫を得ていたという「現実」を看過すべきではないだろう。文化人類学の渡辺公三はかつて、18世紀の植物学者、デュフォンの博物学知の検討を通じ、語彙としてのraceが「貴族の「血統」「家系」「生まれ」という、いわば個体としての点と点を結ぶ線すなわち系譜を表すraceから、「近現代のキーワードともいうべき、ある広がりをもった人間集団の観念である「人種」としてのraceへ」と、その意味が変容する、とみた¹⁵⁾。渡辺の枠組みに従えば、あいまいながらも「人種」用語を用いる操作は、婚姻制度と「血統」概念を結びつけ、新たな装いを伴った、しかし、社会的な慣習社会からは切断された意味での男性ジェンダー化された近代的な家父長制の言説をもたらした、と考えられるのではないだろうか。もっとも「国民」に向けた法においては、民法でも国籍法においても「養子」は否定されなかった。「血統」という概念は何らかの分岐としての役割を持っただろうか。

2) 「国民」の要件（「分限」）と婚姻・血縁主義・ジェンダー

「国際結婚」をめぐるターニングポイントとして、嘉本は国籍法（1899）による「父系主義と夫婦国籍同一主義」の導入をあげ、法のアイデアの源泉をナポレオン法典とした¹⁶⁾。国籍法第1条は、「子は出生の時 其父が日本人なるときは之を日本人とす（る）」とし、子の出生時点で「父」との関係の承認を求めた。「国民」主体としての家父長としての「父」が明示されるとともに、「子」の想定は実子だろう。伝統社会の家父長をめぐって、特に過渡期としての明治前期では、相続法や政治的権利をめぐって性差は絶対的な区分ではなかったことが知られてきた¹⁷⁾。

これに対し国籍法は、父系による血統主義的な、いわばジェンダー化された思想性を強く持

つことで、伝統社会からの非連続的な要素を持つことがわかる。こうした次世代の帰属を父系の血統主義を明確にする、という手続きによって正当化しようとする考え方は、翌年以降、法制化が進む「民法」でも同様で、国民（「臣民」）の範囲の確定に関わって「国際結婚」に言及し、血統主義を表明した。旧民法の人事編第7条では「日本人の子は外国に於て生まれたるときと雖も日本人とす（る）」「父母分限を異にするときは父の分限を以て子の分限を定む」と父母の法人格としての非対称性をおりこみながら、「父」を主体とした。論争が知られるものの、新たに成立した明治民法（1898）もこの点を継承し、「国民化」をめぐる議論にとって、次世代の「分限」を男性ジェンダー化された「血の論理」によって定める方針は一貫した。

19世紀の輸入知はどのような文脈で参照されたのだろうか。仏留学を経て司法省の官僚となり、旧民法作成に関わった熊野敏三（1855-1899）編による『民法案人事編解説』（1890）は、「血統主義」という考え方が、輸入された新しい知であり、この考え方を採用する理由にページを割く。同書によれば、同時代の文明世界は、国籍をめぐる産地主義から血統主義へと大きな変化の時期を迎えており、これはフランス革命以後、身分制に代わって「国民」が登場することによって生じた。「国民」の範囲を決める必要性のなかで選ばれた新しい考え方だという。

「国民は元来人種の問題…産地主義を捨て血統主義を採用することと為りたり」「人種の特質たるや血統に依り親子相伝ふる」「国民の性格は主として土地より来るにあらず、人種より来るものなり」「人種の特質は血統と共に遺伝すべし」¹⁸⁾

このように同書は、度々「人種」という用語を用い、「遺伝」による人の身体を通じた集団としての連続性が担保されることの重要性を強調してみせた。他方、社会的な要素も強調される。父系による家族同一戸籍であることの必要性については「血統」に加え、父の国と母の国との戦いという対外戦争のリスクをあげ、「血統」と「遺伝」によってもたらされる「国民」という同質集団がもたらす境界の有効性が強調される。race 概念の語用として厳密ではないものの、血統主義を支える「人種」概念が、「婚姻」関係に焦点を向けることで呼び込まれ、「国民」の帰属を担保する根拠とされていた。

旧民法をめぐるこうした解説は、「婚姻」を子どもの帰属を含めて様々に例示するが、全体は、第2章「国民分限」に含まれ、大日本帝国憲法が定めた、「日本臣民たるの要件は法律による」（第18条）を受けたものだ。どこで生まれたのか？ではなく、誰の子どもなのか？に比重が置かれる社会編成の原理にとって、「人種」は、「国民」の帰属としての「国籍」の前提となる制度や政治に左右されない所与のカテゴリーとなるだろう。特に近代国民国家をめぐる制度設計としての、憲法（1889）・国籍法（1899）・旧民法（1890）・改正民法（1898）は、それぞれ

れ「国民（「臣民」）の範囲（「分限」）」に関わる法として「国際結婚」を規定した。「婚姻」及び「国際結婚」をひとつながりのものとして規定したが、これは次世代の「国民」とは誰かという問いを含む。導入された「血の論理」は、ヘテロセクシズムによる家族像を規範としたジェンダー化された論理を持ち、誰が「国民（「臣民」）の範囲（「分限」）」になるのか、定義を伴うものであった。

では日本が宗主国としての位置を持つ植民地支配において、婚姻制度をめぐる制度とその言説は、主に血のイデオロギーという要素としての人種論的言説という観点から見た場合、どのような変遷をたどるのだろうか。

2. 帝国と人種化・婚姻

1) 植民地支配と「婚姻」

近代日本の植民地帝国化の軌跡は19世紀末に始まり、国内での「国民化」と重なる一方、帝国の版図内での人々の移動や移住は進む。通婚や「混血」とラベリングされる事態をめぐって、どのように言説化されたり、スティグマが押し当てられるのか。こうしたアプローチの前提として、支配者側がどのような法を整備するのは重要だが、先行研究によれば、台湾や朝鮮についての婚姻関係の把握はグレーゾーンのまま放置され、1920年代後半1930年代に至ってようやく制度化が進んだとみる¹⁹⁾。戸籍法と国籍法との関係を先行研究に沿って概観しておきたい。

1889年に制定された大日本帝国憲法は領土概念を備えず、19世紀末から20世紀始めに植民地編入された台湾や朝鮮は、本土と異なる法域とされた。また19世紀末に作られた日本の国籍法は、戸籍への搭載が日本国籍者であることを意味することから、戸籍制度が国籍に優先すると理解されてきた²⁰⁾。

人々は、どの地域の戸籍や帳簿に登録されているのかによって、内地人・朝鮮人・「本島人」（台湾人）に区分された。日本内地と植民地の台湾・朝鮮にはそれぞれ別の戸籍関係法令が施行される一方、同時代の本国で目指された、法律婚主義の敷衍化や徹底という言説は見当たらず、内地の法律婚制度を適用するための法整備は行われなかった。もちろん「人種主義」が植民地統治と無縁だったわけではない。植民地統治の開始が19世紀末と早い台湾では1905年、台湾総督府令としての「戸口調査規則」では、漢人と台湾原住民（「蕃人」）は「人種」カテゴリーによって弁別された²¹⁾。日本の植民地支配の基本方針は一般に「同化主義」とされるものの、総じて、婚姻とその子の帰属という点から、植民地政府は植民者と被植民者間の「インターマリッジ」について、通婚の実態も含めて積極的に把握しようとはしない時期が続いた。植民地台湾での結婚を意味する「内台共婚」が内閣府によって法認されるのは1933年にずれ

込んだ²²⁾。

一方、「内鮮結婚」と称された朝鮮人と日本人の結婚について、制度としての法律婚の整備と着手が進むのは、朝鮮総督府による「内鮮人通婚民籍手続法」（1921）が、また法域の壁をとりはらうとして施行されたいわゆる「共通法」（1921）とともにターニングポイントとなった。さらに朝鮮での「共通法」は、朝鮮戸籍令（1922）に連動することで機能し、結婚する地域や性別の組み合わせに制限を設けず、朝鮮では養子や婿入りを認める法の適用が可能とされた²³⁾。従来の植民地研究の蓄積の主な関心は、同化主義政策との関係に向けられてきた。主に統治者の政策意図に注目し、初期の通婚実態も含めた放任から、同化主義的政策の展開によって「内鮮結婚」のスローガンが登場する、その政策意図の変化に注目してきた。これに対し、李正善の最近の研究²⁴⁾では、1920年代朝鮮総督府の「内鮮融和」政策によって法律婚が推進される一方、「内鮮混血児の法的な身分」について、法律婚か否か、さらに「入夫・婿養子」の所属など、婚姻主体の性別による差を明記した。

制度として注目しておきたい点は、内地法の適用によって、父系原則による夫婦同一戸籍が「内鮮混血児」にも適用された、との李の指摘だ。従来から、法律婚による「入夫・婿養子」の場合、内地人女性への「入夫・婿養子」は「内地人」戸籍に、逆に日本人女性が朝鮮人男性を夫にした法律婚の場合、女性は「朝鮮人」戸籍に編入されることが明文化された、との指摘は知られていたが、李論考はさらに次世代に射程を伸ばして1920年代朝鮮総督府の「内鮮融和」政策が法律婚を推進するなか「内鮮混血児の法的な身分」に着目、親世代の婚姻条件（法律婚か否か、「入夫・婿養子」等）を重視するなど、父系原則による夫婦同一戸籍を「内鮮混血児」にも適用したとみる。加えて法の整備と社会への影響力について李論考は、内地延長主義的な法整備を前に、朝鮮社会の側では逆に拒否意識が強まり、「朝鮮民族の純血」や「純潔」といった「血」のイデオロギーをめぐる言説をもたらした、とする。次世代をめぐる、「血統」「家系」「生まれ」を伴う個体の系譜が「人間集団の観念である「人種」の純粹さをもたらす論理が見出せるだろう。何よりも、男系主義の導入を原則とする帝国内での法律婚は、人の所属を家父長と家父長の間での移動として把握させる。研究史は従来、「内鮮結婚」を同化主義的政策の展開とみるが、性差という観点からは、それぞれの社会の家父長制を維持する役割も指摘すべきだろう。

この点で、大正から昭和にかけての法学者・穂積重遠の「内台共婚」と題したエッセイ²⁵⁾は、興味深い論点を提起する。19世紀末の植民地支配以前、「外国人」であった時代の台湾人・朝鮮人と日本人は、法律婚としての「結婚」が可能であったが、植民地支配によって「同じ日本人」になることで、逆に「法」による婚姻ではない。この原因はそれぞれ法域を異にしてきたからだと穂積は批判した。また合法的な婚姻とは戸籍の整備を伴うもので、台湾での台湾戸籍令の整備を急務とするというが、朝鮮・台湾人と日本人との間での婚姻が「内地（日本人）婦

人が朝鮮男子と結婚して朝鮮の戸籍に入れば内地の戸籍を抜ける」ことにも穂積は批判的だ。台湾では、戸籍制度が整わないため「台湾人」と「日本人」との結婚が「法律婚」に当たらないとされること、他方、朝鮮では戸籍が整備されるものの、日本人女性と朝鮮人男性との「法律婚」では「日本人女性」が日本の戸籍から除籍されて「朝鮮戸籍」を持つに至ること、などが宗主国の著名な法学者の立場から批判されていた。土佐弘之は植民地と本国を構成するアクターに性差を取り入れ、本国男性にとってもっとも遠い他者を「植民地女性」とし、本国女性と植民地男性との序列をグレーゾーンとしたが、穂積は20世紀初頭における帝国版図内での、いわば男性家父長の序列を優先させた婚姻法とその適用がこの序列に関わるものであることを見出していた、とみてよいだろう。

男性家父長間において、管理下の女たちのやりとりとしての戸籍間移動という婚姻のあり方は、特に制度の崩壊期にその負荷を人々の側に負わせる。法律婚としての「内鮮結婚」の量的なピークは日中戦争（1937年）以降、1940年代とされる。金英達が目撃した警察統計とその分析によると、戦時下の労働力移動が拍車をかけたという。1939年末までの内地の「内鮮結婚」は1000組弱、植民地出身男性と内地の日本人女性との婚姻であった²⁶⁾。女性史の鈴木裕子はこうした「婚姻」の背景に、協和団体等、半官半民の地域の融和団体組織による圧力を指摘する。植民者と被植民者間の婚姻が政策的に行われる際、宗主国側の家父長的な力学が家父長の妻にではなく、独身の娘たちに及ぶ、という観点も可能だろう。家父長下の女性たちは男性家父長にとって等しい序列にあるわけではけしてない。またこの「婚姻」は帝国崩壊後の1952年以降、サンフランシスコ講和条約によって当事者には知らされないまま「国籍離脱」とされ、「国際結婚」とされた。解放後に在韓日本人妻となった女性たちの多くは、こうした一方的な現実を、長らく説明されないままであったことも付け足しておきたい。

ここでの「婚姻」から人種主義の論理を直接見出すことは難しいが、宗主国側の家父長的な力学が、「血縁」を媒介に、婚姻をめぐる構造を示すものしてとらえたい。

2) 「純血主義」と帝国の版図

婚姻をめぐる「血のイデオロギー」という点で、家父長が管理する若年女性に向けての言説が明確な事例は、女性史研究が目撃してきた「満洲」移民への配偶者送出政策だろう²⁷⁾。

「国策」としての中国東北部、「満州開拓事業」は1932年から実施されるが、日中戦争開始後の1937年12月での「満州開拓政策基本要綱」の決定は、満州移民事業の本格化に拍車をかけた²⁸⁾。特に1942年度以降は第2期計画の実施期となり、義勇隊開拓団は家族誘致を行った。拓務省拓北局による『女子拓殖指導者提要』（1942）は「純血主義」を示すテキストとして注目され、農業人口と食料自給体制の確保を基本に、満洲を「民族資源の培養地」とし、満洲開拓事業にとっての女性の役割を説く。テキストは「大和民族純血保持のため」と題する項目を

たてた。

「満洲開拓事業は「百万戸」の「大和民族」によつて遂行さるるものであるが「百万戸」は民族の量であり、この百万戸は純粋な大和民族の純血を保持せる者によつて構成されねばならない、一滴の混血も許されない」（126頁）

「民族精神は民族の血によつて伝承さるるを原則とする限り女性は深くこの点に思ひを致し、自ら進んで血液防衛部隊とならねばならない」（126-127頁）

このテキストでは、農業人口と食料自給体制の確保を基本に、満洲は「民族資源の培養地」とされた。「大和民族純血保持のため」「純血主義」「血液防衛部隊」といった用語が散りばめられたなかで求められる女性役割は、個々の家の系譜継承ではなく、「民族」の再生産におかれ、母役割もまた匿名化されていく論理を持つだろう。よく知られているように、満洲移民政策は、1945年8月以降、第二次世界大戦後のソ連と旧満洲国境地帯での日本政府による棄民政策とも称され、未解決の問題を多く抱えたまま、今日なお、新しい事実が高齢の当事者やその家族によって告発される段階にある。女性史の観点からは、「純血保持」も「開拓民の定着」「血液防衛部隊」もすべて「日本」女性役割とされ、過剰な負荷を求めたという点での関心が高かった。が、このテキストは人種主義の導入という点でもその特徴を改めて指摘できるだろう。文明化と人種の関わりを問題とした学知の関心から論じられる「雑婚」は、次世代を弱くし、生殖能力の低さも課題視するが、このテキストもヒトラーのこぼしを引用しつつ（126-127頁）、明治以降の民族混淆による大和民族イメージや多民族国家論に沿った「日満雑婚説」を「民族精神は民族の血によつて伝承」「大和民族の純血を保持」という人種主義を導入することで厳しく退けた。小熊が抽出した戦前日本のマジョリティ言説が多民族であったことは、ここでは逆説的に論証されている。支配的な言説であったことで逆に多民族説は情勢にあわないう言説として排除される。「国民」の境界をゆるがす植民地の人と空間を舞台とした「婚姻」という問題系は、1930年代的な言説のなかで改めて「純血保持」という観点によって再編成された、と考えるべきだろう。

先の朝鮮の例でも「内鮮」間での「婚姻」が具体的に制度化される段階の1930年代では、次世代の存在そのものが「人種主義」による言説の対象とされた。李論考が例示した日本学術振興会報告書（1939）には、「内鮮結婚家族の顔面測定写真」が掲載されている²⁹⁾。確かに同時代の人種学的手法による「人種」分類の手法の影響力を指摘するに十分だ。同様の比較や写真の雑誌掲載は図1でも見られる³⁰⁾。

そもそも李論考が史料用語として用いる「内鮮混血児」という語彙そのものの登場も注目すべきだろう。日本人母あるいは朝鮮人母の婚姻と子どもを「内鮮結婚」「混血児」用語を導入

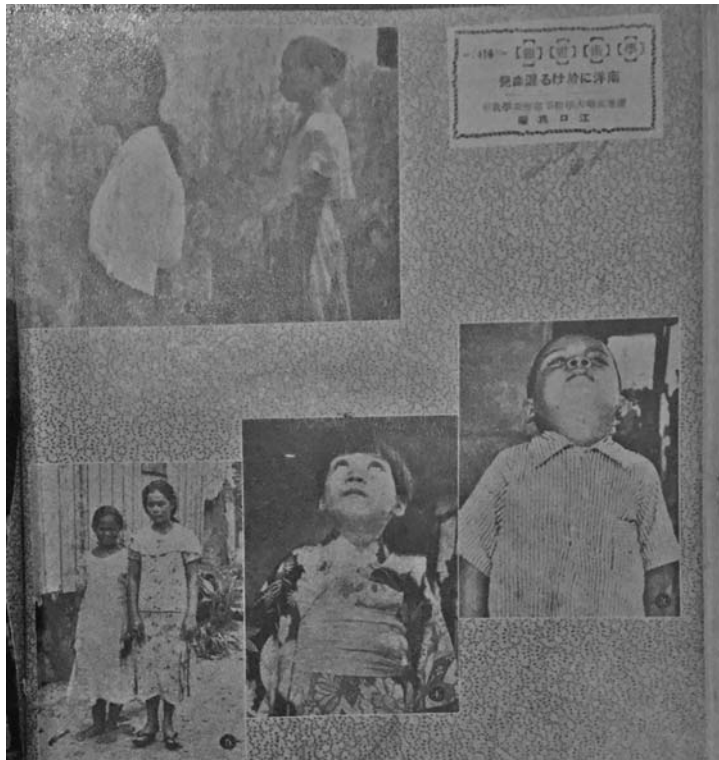


図1 江口為蔵「南洋に於ける混血児」(『日本医事新報』1008号 1942.1)

して説明しようとする論考は1940年代でも散見される。例えば人口問題研究会は「内鮮混血問題」(『人口問題』1942.9)、「内鮮混血児の身体發育に就て」(『人口問題』1943.11)と題し、子どもの体格や学業面での「劣勢」要素ではなく、「混血強勢」(heterosis, Hybrid vigour)を論証しようとして試み、体格面での数値の伸びを指摘してみせる。

しかし、これらの一見、新味のある方法は、結論としての人種の「混血」や集団としての優劣等を証明するには相当に無理がある。李は先の調査報告の存在から、朝鮮人に対する人種主義的な問題設定という従来とはことなった切り口による関心と、そうした手法そのものの限界を指摘している。「人種化」という観点からは、「人種」間の相違として論じられてこなかったような対象を異人種としてくみかえる学知の動向をまずは確認したい。「大陸の花嫁」と称された、国策としての満洲開拓移民団への配偶者送出国策の論理が「民族の血」「純血」といった言葉によって過剰な負担を帝国内で移民女性たちに強いる一方、国策として求められた正当性や役割分担は、同時代の新たな人種言説との関係性から見ることで改めて、その配置が見える。

3) 読み替えられる「人種主義」とインターマリッジ・国際結婚

満洲移民の第2期計画は、単独で存在したのではない。同時代の「南方」への軍事作戦との関係が意識されていたことは、第79回帝国議会での満洲開拓移民の国策としての説明でも明らかだ。ここでは「民族を地理学的に調査研究」した結果として、「民族の素質は熱帯地に於ける長期間の生活により寧ろ低下」とされ、「日本人の大量進出」は国防の見地からも「素質保存の観点」からも、満洲がふさわしく、これを事業として継続したいとする。「民族の素質」を保持する新領土として「満洲」がイメージされ、そこにジェンダーと人種化の論理が「婚姻」を通じて試みられたことになる。

他方、アジア太平洋戦争下での南方への日本軍による戦地と占領地の拡大は、改めて「人種」言説によって人々の集団の序列化を試みる。

日中戦争（1937）を継続しながら1941年に開始されたアジア太平洋戦争は、フィリピンや仏領インドネシア、蘭領ニューギニア等、日本軍による軍事占領地の拡大をもたらした。時報や社報、小説仕立ての記事等、文化領域に属する様々な現地情報も日本語メディアを通じて量産されるなか、「混血児」や「混血人」及びその背後の通婚関係という現象を社会問題として論じる記事は、増加傾向にあった。

他方、大衆化された情報にとどまらず、坂野が体系化を試みた、人類学に代表されるような「科学調査」としての「人種論」もまた大量に送り出された。著名な人類学者、清野謙次の『日本人種論変遷史』（1944）などの成果はアジア太平洋戦争末期の人種論として広く知られる例であり、大著出版の前段階で清野は、「南洋植民政策」の転換を指摘している。1942年に発表された雑誌論考で清野は、欧州と日本の植民政策の違いとして前者の「混血児を認めざる方針」と台湾を例に日本の「混血児差し支えなし」の方針を比較する。内地延長主義的な戸籍による家父長間の人の移動とその把握はここでは、法律婚による次世代の帰属問題に加え、人種というカテゴリーにおいて争点とされていたことがわかる。「南洋」支配という新たな段階を迎え、人種主義言説が本格的に登場する枠組みのなかで、改めて、台湾での既知の制度が異なる問題群として提起されていることにここでは注目したい。「混血児差し支えなし」を旨とする日本が「南方」を統治するにあたっては、将来の現実への対応（「混血児は必ず増える」）を見越しての学術調査研究の必要性や先例としての、「混血児の種族生物学的研究」をめぐるハワイの研究事例が紹介された³¹⁾。

しかし清野の議論の方向性に立ち入ってみると、その学問的立場は「日本人」の多民族主義的なルーツを強調する論理を前提とし、現実的な「混血児」対策を提起するものであった。このように「南方進出」という時宜を背景に、それぞれのディシプリンを通じて新たな領域を開拓しようとする傾向は、学問研究の側には散見される。1930-1940年代の「東南アジア」研究では「雑婚」をめぐる欧米圏の研究の紹介事例が多く見られ、あるいは歴史学研究においても、

吉田常吉「鎖國時代に於ける我が女性と混血児の問題」(『歴史地理』503, 1941年12月号)等、官学アカデミズムで頭角を表す近世史家が、16世紀の事例を「混血児」研究の先例に組み込む論証を登場させたことの意味は少なくない³²⁾。「南方」への軍事占領という段階に前後して、「異人種間結婚」とその調和といった物語が戦前の研究領域に登場している点は改めて注目すべきだろう。

しかし、大衆メディアから拾える議論は「純粹」であることを希求する論調の登場が明らかだ。アジア太平洋戦争直前の1940年「共榮圈内の結婚 優生的にどうか」「好ましい結果は予想されない」「国際結婚即親善の考へは捨てよ」(10/8『読売新聞』)等、婚姻を通じた同化主義的な言説への批判は散見される。特に「異人種」間としての婚姻を否定的に捉える言説は、ここでも「中国人」との婚姻イメージに及んでいた。日中戦争下での1939年の議論では「(中国)大陸進出に登場するこの問題」と題し、「異人種との結婚と混血児 その結果はどんなものでせう」(4/24『読売新聞』)と「混血」へのネガティブキャンペーンが展開されていた。

「婚姻」及び次世代の帰属を「人種」問題として争点とするこれらの言説は、小熊が「日本人論」の構築という問題関心から明らかにしたような、従来の多民族としての「日本民族論」



図2 『読売新聞』 婦人欄に掲載された「結婚」批判論

が人種論を内包していたことの証でもあるだろう。ことにこうした言説は、帝国支配に関わる、具体的な政策実践の場の言説に見られると考える。

先の『女子拓殖指導者提要』（1942）にも関わった古屋芳雄（1890-1974）は厚生省の勅任技師であり、公衆衛生学のテクノクラートとして満洲移民政策を推進するなか、繰り返し「混血」批判を説いた。特に満洲でも中国本土でも「どんどん結婚政策によって民族同化」を行うべきだ、とする考え方を古屋は、従来の「日満雑婚説」として批判し、複合民族論の論調として警戒をあらわにした³³⁾。1943年での日本学術振興会による報告書においても「混血の問題」とする寄稿を寄せ、「日本民族が混血の坩堝から出て今日の優秀性を獲得」すべしと論じている³⁴⁾。古屋にとって、戦前の主流であった多民族国家論は、「混血」という血の論理を媒介とした人種主義的な言説に読み替えられ、帝国支配にとってのハイリスク問題として言説化されていたのである。

おわりに

19世紀半ば以降の日本の「国民化」過程において、人種主義的な言説は主要な位置をしめないが、とはいえ婚姻との関係で登場する新たな概念であった。しかし、帝国化という観点からの「人種主義」は重要な政治性を帯びた。またタイムスパンを長くとることで、「婚姻」をめぐる境界線とその定義の変容性は甚だしい。特に人種主義の拡張という論点に「婚姻」という要素を加味した場合、帝国内部でのインターマリッジとして位置付けられることの多い「婚姻」は、「帝国」の範囲が変わることで、言説の政治としての「人種論」の緻密さや方法論も歴史性を伴った。加えて、帝国内でのインターマリッジという定義は、構造としては、「国籍」の違いを主題としないものの、帝国とその崩壊という第二次世界大戦後の制度的な変動の時代においては、当事者にとっての重要な問題として浮上する。

先の植民地朝鮮での内鮮結婚は、個々の人々（女性）にとっては、元の戸籍からの除籍を意味した。こうした事情は、元の戸籍の間に国境の線引きが引かれる一方、「夫婦同一戸籍」や「国民」と「国籍」の一对一対応の原則が継続される場合、それらの婚姻の意味づけは、過去にさかのぼって、かつ、当事者の希望や了解とは異なる次元で「国籍」移動を伴う「国際結婚」としての機能を果たすことになった。1952年のサンフランシスコ条約の実施によって日本政府は、旧植民地出身者の国籍を保証しなかった。朝鮮総督府は「内鮮結婚」の当事者女性を「表彰」の対象にすらしたこともあって、植民地時代と「解放」後との落差への怨嗟の声は早い時期から知られ、ことに韓国在住となった在韓日本人妻の多くは「国籍離脱」という一方的な現実を、長らく説明されないままであった、とする証言は多い³⁵⁾。また解放後、朝鮮半島に戻った「内鮮結婚」者に対して言語使用をめぐるインタビューを行った花井理香の研究では、

農村部での反日感情は特に強く、日本では夫と日本語を使用していた在韓日本人妻も夫の実家では日本語の使用が不可能となった女性たちにとって、日本国籍の喪失を伴う「国際結婚」としての内鮮結婚の意味はほとんど理解されていなかった、としている³⁶⁾。国籍という制度を前提とする「国際結婚」と、主に異文化や異民族を焦点とするインターマリッジという境界線が動くことは、極めて政治性・暴力性を帯びた。

婚姻に象徴される密接な関係を異性愛に限定した近代国家はこれをどのように意味づけ制度の網の目に括りこもうとするのか。その際、人種主義的な言説はどのような位置にあるのか。戸籍と国籍をめぐる比較史的視点はことに、植民地や戦時下とその事後の処理という歴史性のなかで、改めて比較史的な問いの設定が課題だろう。いずれにせよ、19-20世紀日本において帝国への膨張と収縮によって忘れられた論点はまだ多く積み残されている。

註

- 1) 川島浩平・竹沢泰子編『人種神話を解体する3——「血」の政治学を超えて』東京大学出版会, 2016, 坂野徹「科学研究と人種概念」(坂野・竹沢編『人種神話を解体する2——科学と社会の知』東京大学出版会, 2016) 所収等。
- 2) 坂野徹『帝国日本と人類学者 1884-1952』勁草書房, 2005
- 3) 下地ローレンス吉孝『「混血」と「日本人」——ハーフ・ダブル・ミックスの社会史』青土社, 2018), 上田誠治『「混血児」の戦後史』(青弓社, 2018), 成田龍一「日本における「混血児」のディスクール」(前掲『人種神話を解体する3』所収), 岩渕功一編『ハーフとは誰か』(青弓社, 2014) 等。
- 4) 嘉本伊都子「国際結婚をめぐる諸問題——「境界線」上の家族——」(『家族社会学研究』8巻8号, 1996)。
- 5) 嘉本伊都子『国際結婚の誕生』新曜社, 2001, Itsuko Kamoto (translated by Nadia Kanagawa) “Japanese international marriages; A longue duree history from early modern Japan to imperial Japan,” ed by Duncan Ryuken Williams, *Hapa Japan: History*, Los Angeles: Kaya Press, 2017
- 6) 岡村兵衛「「混血」をめぐる言説」(『国際文化学』26, 2013. 3)
- 7) 嘉本伊都子「日本人と〈異・外国人〉の子どもの処遇——江戸期から明治期にかけて」(『歴史評論』815, 2018. 4)。
- 8) 大口勇次郎『女性のいる近世』(勁草書房, 1995) 等。
- 9) 大口勇次郎他編『ジェンダー史(新体系日本史)』山川出版社, 2014)。
- 10) 坂野前掲書。
- 11) 本号での竹沢泰子は、明治の教科書分析において、明治初期の教科書では「民族概念」はほとんど登場せず、「人種概念」が欧米や中国等との関係性において「日本人」を自己定義する上で重要な役割を果たしていたとする。
- 12) 前掲『ジェンダー史』
- 13) 最近の論点整理として、西川誠「皇室典範の制定——明治の皇位継承——」(歴史学研究会他編『天皇はいかに受け継がれたか』積文社出版, 2019) 参照。
- 14) 三成美保他編『国民国家と家族・個人』比較家族史学会・早稲田大学出版会, 2005

近代日本の人種・人種化論と「国際結婚」言説の変容（長）

- 15) 渡辺公三「人種、あるいは差異としての身体」（青木保他編『民族の生成と論理（岩波講座文化人類学）』第五巻、岩波書店、1997）。
- 16) 嘉本前掲書。
- 17) 前掲『ジェンダー史』等。
- 18) 熊野敏三・岸本辰雄『民法正義 人事編 卷之壹（上）』新法註釈会、1890、43-48 頁
- 19) 水野直樹『創氏改名』（岩波新書、2008）、鈴木裕子「内鮮結婚」（大日方純夫編『民族・戦争と家族』、日本家族史論集 13、吉川弘文館、2003）等参照。
- 20) 遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍——満洲・朝鮮・台湾』明石書店、2010
- 21) 松田京子『帝国の思考——日本「帝国」と台湾原住民』有志舎、2014
- 22) 黄嘉其「日本統治時代における「内台共婚」の構造と展開」（『比較家族史研究』27、2013）
- 23) 李正善「「内鮮結婚」にみる帝国日本の朝鮮統治と戸籍」（『朝鮮史研究会論文集』52、2014、10）
- 24) 李正善「内鮮結婚」の子どもたち——内地人と朝鮮人の狭間で」（『歴史評論』815、2018、4）
- 25) 穂積重遠『穂積重遠法教育著作集 3』（2011、信山社）所収
- 26) 金英達「日本の朝鮮統治下における「通婚」と「混血」——いわゆる「内鮮結婚」の法制・統計・政策について」（『関西大学人権問題研究室紀要』39、1999、7）
- 27) 前掲『民族・戦争と家族』等。
- 28) 玉真之介『総力戦体制下の満洲農業移民』吉川弘文館、2016
- 29) 李前掲 2018、「民族の接触及び混血の問題を研究する民族科学に関する第 11 特別委員会」による。
- 30) 江口為三『南洋における混血児』慶應大学出版会、1939
- 31) 清野謙次「大南太平洋に於ける混血の問題——特に民俗学、生物学に立脚して」（『南洋経済学研究』7、1942、6）
- 32) 同論考の、近世史学史としての評価は横田冬彦「混血児追放令と異人遊郭の成立——「鎖国」における〈人種主義〉再考」（ひろたまさき・横田冬彦『異文化交流史の再検討』平凡社、2011）参照。
- 33) 古屋芳雄「共栄圏と混血の問題」（牧晴雄編『結婚新体制談話集』朝日書房、1941）
- 34) 古屋芳雄「国土計画と人的資源」「人口政策と国土計画」「混血の問題」（日本学術振興会第 11 特別委員会報告『民族科学研究』第 1 輯、朝倉書店、1943）
- 35) 『潮』153（1972. 5）のインタビュー特集「「内鮮結婚」で表彰を受けながら」等。
- 36) 花井理香『国際結婚家庭の言語選択要因』ナカニシヤ出版、2016

要旨

歴史研究としての「国際結婚」は、近代国家への帰属問題として考えられ、19世紀日本における身分制の解体と近代化、概念と現実の乖離を論じてきた。では「人種化」という構築主義的枠組みと「国際結婚」の関係を検討することで、どのような議論が可能だろうか。文化研究では近年、「人種」概念と「民族」概念との交差を「混血児」をめぐる言説分析に見出し、「国民化」の歴史性を描く。しかし戦後・占領期に集中するため帝国日本が抜け落ちる。本稿では試みとしてタイムスパンを長く取り、方法としての「国際結婚」という立場をとることで「人種」論が「国際結婚」をめぐる言説に役割を果たす歴史性に注目した。この観点はず、近代国家の国民化にとって重要な戦略としての「性差」という問題系を浮上させる。19世紀半ばの「国際結婚」論は、あいまいながらも人種論の用語によって、異性愛主義による近代家族の導入という規範を強い、日本の社会的慣習でもある「養子」を批判した。同様に、近代法は「血の論理」を導入することで、ヘテロセクシズムによる家族像を規範としたジェンダー化された論理を持ち、誰が「国民（「臣民」）の範囲（「分限」）」になるのか、定義を伴った。次に帝国内部でのインターマリッジとして位置付けられることの多い「婚姻」は、植民者と被植民者間の境界設定の政治であり、本国と植民地、あるいは本国と占領地や満洲移民集団も含め、それぞれの社会秩序の柱としての家父長制間での独身の女の交換としての要素を持っていた。第三に、1930年代以降、「人種主義」は重要な政治性を帯びた。言説としての「人種」論の本格的な展開は「異民族」支配の過程で新たに必要とされ、同時に、従来の東アジアの植民地支配においても再発見され、組み替えられた。「帝国」の範囲が変化することで、言説の政治としての「人種論」の緻密さや方法論は変容するが、「婚姻」という枠組みはそれが「国際結婚」とみなされるのか否かも含め、歴史性を伴うとともに家父長制下の個々の人々の、特に制度的には女性の生にその矛盾が集約される構造を伴った。

キーワード：人種化、血のイデオロギー、国際結婚、養子、帝国

Summary

This paper examines the formation and change of discourse on race and racialization theory, focusing on that of “international marriage,” in the Japanese empire. By setting the time period from the middle of the 19th century to the downfall of the empire in the middle of the 20th century, I will depict various contradictions especially concentrated on women’s body located both in empire and colonies. The racialization theory during the middle of the 19th century criticized the “adoption” of children, which had been a long-term social custom in Japanese society, in order to establish the norms of the heterogeneous modern family. In a similar manner, modern law introduced “blood logic” based on the heterosexual and ideally gendered family. Such racialization theory had transformed when Japan extended its imperial territory in East Asia. So called “intermarriage” had been practiced between colonizer and colonized. The politics of boundary, such as between empire and colony, home and migrant community or occupied territory, emerged and was contested by the increasing number of intermarriages. In particular, intermarriage under the Japanese empire was regarded as an exchange of single women in East Asia where a patriarchal system had been dominant in the region. During the 1930s when Japan attempted to attain hegemony in Asia, racial theory had become a crucial political issue. The theory had been eagerly studied in order to meet the demand for ruling the different ethnic groups (*iminzoku*) in East Asia. In other words, Japanese discourse on race and its racialization theory changed when it expanded its imperial territory. However, the discursive framework of marriage, including intermarriage, remained to play the same role for controlling women’s bodies under the patriarchal system in the region.

Keywords: racialization, ideology of blood, international marriage, adopted children, empire